

現状分析シート

第2節 生活環境 P15～24

2-1 水環境

(1) 河川の水質状況

	現行計画記載	計画策定以降の変化、考慮すべき事項等
①	<p>○本市は上水道水源の約60%を千曲川の表流水に依存しているため、河川や湖沼の水質汚濁は重要な問題になります。生活様式の向上に伴う河川への排水の増加によって、一時期市内河川の水質が悪化する傾向がみられました。市では毎年、千曲川の4地点、市内中小河川の44地点、湖沼の6地点において水質調査測定を実施しています。</p>	<p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上水道水源は、平成14年に千曲川を脱却し全市清水化している。 (事務局) 飯山市内の河川の水質状況は、千曲川は10年前に比べ水質が改善している。ただ、中小河川の中にはBOD値が高く水質汚濁が見られる河川も一部にはある。 (委員) 例えば秋津の清川は、上流が斑尾から来ている。斑尾も以前は下水が完備されておらず、その当時に地面から浸透した水が20年後ぐらいに川へ流れ込む頃になると、もしかしたら水質が汚濁するのではないか、ということが心配。そういったことも考えていく必要があるのではないか。 (委員) 下水道の普及はかなり進んできたが、依然広井川などの水質が汚れているということは、肥料などの影響もあるのでは。 (事務局) 中小河川の汚濁の原因に肥料は考えられると思います。 (委員) 下水道の整備など行政で行うこともあるが、余分な農薬を使わない、化学合成洗剤を使わないなど市民ができる取り組みもあるのではないかと思います。
②	<p>○本市を含む千曲川下流(上田市大屋橋から県境まで)は、環境基準のA類型に指定されておりBODの基準値が2mg/L以下に定められています。千曲川の測定地点におけるBODの値は、平成元年までは2.0～2.6mg/Lでしたが、平成2年度以降急激に上昇した後、平成10年度以降、減少してきています。</p>	<p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度に調査した千曲川のBOD値は、1.3～1.5という結果になり、水質改善が見られる。
③	<p>○上水道取水口地点のBOD値は平成2年</p>	<p>【事務局】</p>

	度以降も大きな変化はなく、平成8年度以降は2mg/L 以下で安定しています。	・現在は、上水道取水は行っていないため、本項目は削除してよいと思われる。
④	○市内を流れる中小河川等は、①市街地を流れるもの、②集落(村部)を流れるもの、③山間地を流れるものに区分されます。これらの河川等は、水量に変動があるため、流域周辺の環境によって水質に影響を受けやすい状況にあります。	
⑤	○千曲川の水質は、平成2年度を境として悪化した後、大きく変動を繰り返しています。これは、千曲川に流入する河川の水質悪化による影響によるものと考えられ、特に、市街地を流れる中小河川等の水質汚濁は、千曲川の水質汚濁の原因にもなっていると考えられます。	【事務局】 ・平成14年度以降は、BOD値が環境基準を下回っており、水質は改善されている。
⑥	○集落や山間地を流れる河川は、市街地を流れる河川ほど水質汚濁は進んでいないものの、その年の気象状況などにより、大きく変動する傾向も見られます。	

2-2 生活排水

(1) 雑排水対策

	現行計画記載	計画策定以降の変化、考慮すべき事項等
①	○現在市内では、公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラントが順次供用を開始しており、これらの区域以外では合併処理浄化槽の設置を促進して、水洗化や家庭雑排水対策を進めています。	【事務局】 ・生活排水適正処理率(し尿・生活雑排水を公共下水道等で処理して排水している割合) 平成12年…50.7% 平成22年…85.3%
②	○工場・事業所からの排水は、法律や条例により規制されていますが、家庭から出る雑	

現状分析シート(第2章第2節「生活環境」)

	排水については規制がないことから、生活様式の向上に伴って河川や農業用水の水質汚濁を招く原因ともなります。	
③	○下水道事業は多くの時間と費用を必要とすることから、整備・供用が開始されるまでの当面の措置として、各家庭では雑排水を簡易処理浄化槽等で浄化して排水することが大切です。	
④	○このため、市では家庭雑排水簡易浄化施設設置補助金交付要綱を定めて、家庭雑排水の適正処理の推進を図っています。	【事務局】 ・同補助金は廃止されている

(2) し尿処理

	現行計画記載	計画策定以降の変化、考慮すべき事項等
①	○し尿は、公共下水道等によって雑排水と合わせて処理するのが理想ですが、つなぎ込みがまだ低いことから、多くの家庭ではくみ取りやし尿浄化槽に頼らざるを得ない状況にあります。	【事務局】 ・公共下水道等供用開始区域内接続率 平成12年…63.8% 平成22年…87.6%
②	○市では、平成元年度に市内全域を公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント又は合併処理浄化槽のいずれかで水洗化を図るために、「下水道整備構想エリアマップ」を策定して事業を推進し、平成11年度に見直しを行って各地区の水洗化計画を決定しています。	
③	○市では、下水道整備構想エリアマップの浄化槽整備地区を対象に、平成3年度から小型合併処理浄化槽の設置者に対して補助金の交付を行っていますが、過疎・高齢化世帯が多いため、設置世帯の増加が見込めない状況にあります。	

現状分析シート(第2章第2節「生活環境」)

④	<p>○し尿処理施設である岳北衛生センターが老朽化に伴い更新され、平成12年4月から「グリーンパークみゆき野」として新施設が稼動しましたが、処理能力が大幅に減少したことから、水洗化のための整備推進及び計画収集の推進など、し尿の収集体制の見直しが必要になっています。</p>	
⑤	<p>○し尿のくみ取り量は、平成3年度をピークに年々減少しており、平成12年度のくみ取り量は11,117kl、浄化槽汚泥は1,118klでした。</p>	<p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度 し尿汲み取り量 2,264kl 浄化槽汚泥 554kl

2-3 公害防止

(1)大気汚染の状況

	現行計画記載	計画策定以降の変化、考慮すべき事項等
①	<p>○大気汚染物質には、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント等があります。これらの大部分は、工場、事業所等の活動に伴い排出されるばい煙や自動車排出ガスなどから発生し、大気中の濃度が高くなると人の健康や生活環境に被害をもたらす場合があります。</p>	<p>(委員)光化学オキシダントは県条例で、警報発令で工場を止めるとかそういう決まりがある。原因は外国からの影響というのが実際のところ。数年前に県条例ができて、操業ストップすることなどは記載してはどうか。</p>
②	<p>○県では、一般環境大気測定局20局、道路周辺大気測定局5局を設け、常時監視を行っています。本市周辺では北信保健所中野支所に一般環境大気測定局が設けられており、平成12年度の測定結果は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質ともに環境基準以内でした。</p>	
③	<p>○酸性雨については、県の各測定局の年平均値はpH4.6～5.0の範囲であり、12年度は11年度と比較するとほとんどの地点でpHが低下しています。</p>	<p>・酸性雨については、県の各測定局の平成21年度平均値はpH4.4～6.9の範囲で、県内でも酸性雨が観測されている。</p> <p>(事務局)県の環境白書などを見ると酸性雨の傾向が強い。市でも調査必要か。</p> <p>(委員)酸性雨も外国からの影響が強いと思</p>

		<p>う。県の調査が行われていれば、公害の調査という意味からすれば、市で独自調査を行わなくても、県数値などから類推可能かもしれない。教育として児童・生徒が調査するというのは良いこと。</p> <p>(委員)現状を知る、という意味の調査は必要だと思う。</p> <p>(事務局)県などにも聞いて検討したい。また農業関係機関で調査などやっているところがないか確認したい。</p> <p>(委員)仮に酸性雨の計測を行うとすれば、その対策として何かをしていくようにしないと意味がないのでは。</p>
④	○本市では、必要に応じ県の大気環境測定車を導入し、測定を行っていますが、今までのところ環境基準を超えた場所はありませんでした。	・市では酸性雨調査は行っていない。
⑤	○近年、大気汚染として苦情があるのは、ごみの焼却に伴うものがほとんどです。	

(2) 騒音・振動の状況

	現行計画記載	計画策定以降の変化、考慮すべき事項等
①	○本市は、昭和48年に騒音規制法に基づく地域指定を、昭和57年に長野県の公害の防止に関する条例の規定による深夜営業騒音に関する地域指定を、昭和61年に騒音に関わる環境基準の類型指定を受けています。	
②	○騒音規制法に基づく特定事業場は市内に18か所あり、必要に応じて騒音測定を実施し、改善指導等を行っています。	
③	○交通騒音については国道117号線を中心に、関連する主要地方道を含め騒音測定調査を行っています。近年は、高速道路や国道117号バイパスの整備等による自動車交	

現状分析シート(第2章第2節「生活環境」)

	通量の増大や輸送車両の大型化に伴い、通騒音及び振動に関する苦情が出ています。	
④	○一般生活に伴うカラオケ、ピアノ、ペットの鳴き声などの生活騒音である近隣・生活環境型の苦情も増えています。	
⑤	○北陸新幹線の整備に伴い、新たに、沿線区域の新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定が平成14年2月に行われました。	
⑥	○振動については、騒音と同様に工場や自動車交通に伴って発生するものがほとんどであり、昭和62年に振動規制法に基づく地域指定を受けています。	

(3) 悪臭の状況

	現行計画記載	計画策定以降の変化、考慮すべき事項等
①	○悪臭は感覚公害といわれ、人の感覚に直接知覚されるものであり、個人差が大きいものです。本市は昭和50年に悪臭防止法に基づく規制地域の指定を受けています。	
②	○近年は、ごみの野焼き等から発生する臭いや市内の堆肥製造施設から発生する臭気に対する苦情が増加しています。	<p>(委員)堆肥センターの悪臭については、地元住民は長年苦しめられてきており、今年の区長会でも反対の立場を取っている。試験運転が始まるという話も聞かすが、臭気指数などを設け、超過したら許可しないようにして欲しい。</p> <p>(事務局)今までは協定を結ぶだけで、厳しい規制はかかっている状態だったが、許可をする県では、規制数値を設けて対応していく予定でいる。ただ基本計画の中に謳うというわけにはいかない。計画の中にもあまり厳しい要件を盛り込んでしまうと、他の方の活動にも影響が及ぶことがあり、難しい。対策は総合的に検討し、案を示していくので審議会で意見をいただくようお願いしたい。</p>

(4) 特定施設等の届出状況

	現行計画記載	計画策定以降の変化、考慮すべき事項等
①	<p>本市における工場・事業所等の水質、騒音及び大気の関係法令に基づく特定施設等の届出状況は、次のとおりとなっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法に基づく特定事業場数 335 ・大気汚染防止法に基づく特定施設数 65 ・騒音規制法に基づく特定施設数 68 (工場数18) ・公害の防止に関する条例(長野県)に基づく特定事業場数 水質関係 4 粉じん関係 17 	

(5) 公害苦情の状況

	現行計画記載	計画策定以降の変化、考慮すべき事項等
①	<p>○近年の公害苦情としては、ダイオキシン類に対する住民意識の高まりを反映して、ごみの野焼き等に係る大気汚染・悪臭に対する苦情が急増しています。また、かつては多かった水質汚濁に対する苦情は減少傾向でしたが、12年度は灯油等の流出事故が多発し、苦情も増加しました。</p> <p>悪臭に対する苦情は、毎年ほぼコンスタントに寄せられていますが、ほとんどが木島地区の堆肥製造施設から発生する臭気に関するものとなっています。</p>	(委員)内容が古いので全面更新を。
②	<p>○平成12年度における公害苦情の内訳は、水質汚濁(38%)、大気汚染(36%)、悪臭(14%)、騒音(6%)の順となっています。</p>	

2-4 水道

	現行計画記載	計画策定以降の変化、考慮すべき事項等
①	<p>○本市の上水道は、千曲川の表流水、木島地区の吉・其綿の湧水と地下水を水源として</p>	<p>【事務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千曲川の表流水は、現在は上水道水源とし

現状分析シート(第2章第2節「生活環境」)

	市内人口の約7割に供給されています。	て利用していない。
②	○また、簡易水道は、市営が10施設、地元経営が6施設あり、その他飲料供給施設が13、簡易給水施設が4あります。	
③	○上水道の水源は、千曲川に60%以上頼っていますが、安全でおいしい水を供給するため水源を地下水等に切り替えるべく、現在、第9次拡張計画に基づき事業を進めています。	【事務局】 ・千曲川の表流水は、現在は上水道水源として利用していない。

2-5 有害化学物質

(1)フロン回収

	現行計画記載	計画策定以降の変化、考慮すべき事項等
①	○近年、オゾンホール拡大とその主原因であるフロン※の排出抑制は、地球規模での大きな問題となってきています。国においては、特定フロンの生産全廃や規制の対策を進めているほか、各企業や自治体でもフロンの回収を推進しています。	
②	○本市では、平成8年度から12年度までクリーンセンターへ直接搬入される冷蔵庫を対象に、フロン(CFC-12)の回収を行ってきました。	【事務局】 ・家電リサイクル法施行に伴い、現在エコパーク寒川では冷蔵庫の回収は行っていない。

(2)ダイオキシン類対策

	現行計画記載	計画策定以降の変化、考慮すべき事項等
①	○ダイオキシン類は、ものの燃焼等の過程で副産物として生成される有機塩素化合物であり、微量でも毒性が強い上、分解されにくく体内に蓄積されると様々な障害を起こすといわれています。	
②	○日本におけるダイオキシン類の発生源の約8割は、一般ごみの焼却が原因といわれていることから、岳北クリーンセンターにおいては焼却の際の作業方法を改善し、ダイオ	

現状分析シート(第2章第2節「生活環境」)

	キシンの発生を最小限に抑制するように努めています。	
③	○市では、家庭用の焼却炉によるごみ焼却からの発生防止を図るため、平成10年から家庭用簡易焼却炉の無償回収を年2回ずつ期間を定めて行っています。	【事務局】 ・現在は回収していない。
④	○岳北クリーンセンターの焼却炉は、稼働後15年を経過し、老朽化が目立っていることから、長野県ごみ処理広域化計画に基づく広域処理体制の確立やその処理方針を定めていく必要があります。	【事務局】 ・平成21年4月、エコパーク寒川稼働。
⑤	○ダイオキシン類対策特別措置法が平成12年1月から施行され、一般環境中の基準が定められたことに伴い、市では12年8月と13年2月に一般環境中の大気、土壌及び水質の調査を実施しましたが、いずれも環境基準を下回っていました。	【事務局】 ・ダイオキシン類濃度の調査は、平成15年度まで環境基準を大きく下回る年が続き、現在市では行っていない。
⑥	○市内には、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、県へ届出が必要とされている焼却能力50kg/時間以上又は火床面積0.5㎡以上の廃棄物焼却炉が岳北クリーンセンターを含め5施設あります。	【事務局】 ・県へ届出されている焼却炉数は4施設

2-6 雪とのかかわり

	現行計画記載	計画策定以降の変化、考慮すべき事項等
①	○本市は、1年のうち約3分の1の期間が雪に覆われているため、道路交通の確保や日常生活での雪処理の軽減など、雪を克服し、冬期間も夏場と同様な快適な市民生活の維持を図ることが永年の課題となっています。	
②	○多量の降雪や積雪は、交通機能を麻痺させるだけでなく、産業の発展や人口動態にも影響を及ぼし、また、雪崩等の災害、屋根の雪下ろし時の事故や家屋等の損傷など、人命、財産に被害を与えます。このため、本市	

現状分析シート(第2章第2節「生活環境」)

	<p>において雪対策は避けて通ることのできない重要な課題です。</p>	
	<p>○このため、雪に強い幹線道路や除雪体制、除雪機械、消雪パイプの整備、屋根雪対策として融雪・耐雪型の克雪住宅の普及など、様々な克雪対策を推進しています。</p>	
	<p>○また、市民と行政が協力して秩序ある道路等の除・排雪を行うことを目的として昭和55年10月に「冬のくらしを明るくする条例」を制定するとともに、昭和62年には「克雪都市宣言」を行っています。</p>	
	<p>○一方、雪は、飯山らしさとして定着しており、スキー観光、雪まつりなどの親雪・利雪は、冬季の本市を特徴づけるものとなっています。</p>	
	<p>○雪を環境資源としてとらえると、地下水のかん養源であり、「おいしい水道水」の源でもあります。また、厳しい冬を生きぬくための先人の生活の知恵は、雪国ならではの文化や産業を築きあげてきました。</p> <p>雪国ならではの生活の知恵、暮らし方をもう一度見つめ直し、雪と調和した都市を創造するという視点を根本に据えた雪対策が必要となっています。</p>	
	<p>○なお、道路凍結により発生するスリップ事故等を防止するため散布される凍結防止剤については、散布周辺農地や水源への影響、コンクリートの腐食等の問題にも注意していく必要があります。</p>	

「第2節 生活環境」で追加したほうがよい項目など

<p>(委員)</p> <p>・放射線量についてのモニタリング値の市民への公表が必要と思われる。</p> <p style="text-align: right;">(水環境、土壌、大気、雪)</p>
--